

平成22年4月23日現在

研究種目：若手研究 (B)
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19730361
 研究課題名 (和文) 親と暮らす障害のある若者の自立に関する研究
—日常生活構造と将来生活設計に着目して
 研究課題名 (英文) The Independence of Young People:
 Daily Life and Views about their Future of the Disabled who are Living with Parents
 研究代表者
 新藤 (太田) こずえ (SHINDO (OTA) KOZUE)
 高知女子大学・社会福祉学部・助教
 研究者番号：90433391

研究成果の概要 (和文)：

親と同居している障害当事者、親、支援者の三者が、障害者の自立についていかなる自立観を持ち、自立に向けて実際にどのような行動をとっているのか検討を行った。その結果、障害のある人が自立する、あるいは大人になっていくというイメージを、最も身近な家族や支援者ですら持てていなかった。また、障害者に日頃から意思表示や自己決定の機会を与える様子もみられず、障害者を支える人々の主観的なイメージを元に障害者の自立を現実のものにするのは困難であることが見出された。

研究成果の概要 (英文)：

The purpose of this study is the view and action about the independence of the young people with disabilities from three standpoint; young people with disabilities, their parents and supporter. As a result, parents of children with disabilities and supporter have no image of independence or become an adult of the young people with disabilities. They also don't give young people with disabilities an opportunity of gesture and self-determination. Therefore, it is difficult to become a reality people with disabilities be independent that based on the subjective image of their parents and supporter.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成19年度	600,000	0	600,000
平成20年度	500,000	150,000	650,000
平成21年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,600,000	300,000	1,900,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：障害のある若者、社会的自立、社会構造

1. 研究開始当初の背景

近年、障害者が地域で生活することがごく自然なことであるという認識が、当事者や当事者を取り巻く周囲の人々(家族や支援者)

の間で広まりつつある。障害者自立支援法の施行(2006年)も本来の目的は障害者の地域生活を支援するためのものであり、障害者の「自立」が重要な政策課題となっているこ

とがここに表れている。これまで、何をもって障害者の自立とするのか、その概念をめぐってさまざまな議論がなされてきており、「自立」の中心概念は時代の流れとともに、職業的・経済的自立から ADL 自立、さらには自己決定権を行使した自立へと変遷を遂げてきた（たとえば杉本 1992、立岩 1999）。とりわけ定藤（1993）が提起した自己決定に基づく自立観は、どんなに重度の障害を持つ者であっても「自立」できる可能性を示すものとして重要視されている。しかし、概念上は「自立」の主目的ではないとされてきているものの、一方の現実世界では、期限付き雇用やジョブコーチ制度などの就労支援制度の充実にみられるように、就労による経済的自立がいまだ重要なものと捉えられていることには変わりない。このように、障害者の自立をめぐるのは、概念上の自立と現実世界で求められる自立の「ずれ」が明白になりつつある。

また、このような自立観と実際の自立の「ずれ」をめぐるのは、近年、ニートやフリーターを含む若者一般の自立がさまざまなレベルで問題となり、研究が盛んになっている（たとえば小杉 2005、宮本 2002）が、たとえば、障害のある若者は長い間、「万年ニート」「万年フリーター」的状況におかれ、社会的・経済的自立が非常に困難なままであり続けている。だが、従来の研究では、障害のある若者の自立は、障害種別・程度に応じた、それぞれのレベルにおける就労や発達、自己決定の重要性を指摘するにとどまり、障害のある若者が個人として社会経済的に「大人になれない」状況については「障害があるゆえ」の問題として見逃され、必ずしも十分に検討されてこなかった。

そこで申請者は、これまでに障害のある若者の社会的・経済的な自立が困難なままに置かれてしまう要因を、次の2つの角度から検討してきた（太田 2003、2005）。

(1) 障害のある若者の自立に関する議論の検討を行った。ここからは、従来の自立概念（職業的・経済的自立、ADL 自立、自己決定権を行使した自立）が、障害があるゆえに「自立」を獲得しがたいということに焦点が当てられているという状況が明らかとなり、それが、誰しもが「大人になる」という視点を不明確にし、問題を見えにくくしていることが解明された。

(2) 障害のある若者の地域生活を支える小規模作業所の存立要因の検討を行った。ここからは、作業所の設置主体によって活動内容や人的・物的資源の違いに影響を与えることが明らかとなり、必ずしも利用者のニーズに基づいて作業所が設置・運営されているわけではないという問題を招いている状況が浮かび上がった。

以上をふまえ、障害のある若者が社会経済的に大人になるという視点と、公共領域との関わりに着目しながら、障害のある若者の日常生活構造を客観的な側面から把握し、さらに彼ら自身と彼らを取り巻く人々（さしあたっては家族と福祉サービス提供者）の主観的な自立観について明らかにすることにより、親に介護される現在の生活と、親なきあとの将来の生活が連続性をもつものになるための視座を獲得するという点で、従来の研究の弱点を克服することが必要となっていた。

2. 研究の目的

そこで本研究では、親と同居している障害のある若者の日常生活構造と将来生活設計を当事者および彼らが日常的に関わる人々の視点から明らかにすることを目的とする。障害者自立支援法では、福祉サービス利用において扶養義務者の利用料負担は廃止されるものの、障害者本人の収入がなくても、同居している者に収入があれば利用料を負担しなければならない。このことは、障害のある若者が生活を維持するためには、いまだに「家族（親）のみ」の状況から脱しきれないことを示している。親と同居している障害者は「親なきあと」の地域生活をどのように実現していくのかという古くて新しい課題に直面しつづけることになり、とくに、親が自宅で丸抱えして介護をしている場合には、現在の生活（＝親が介護してくれる生活）から将来の生活（＝親なきあとの生活）の間に大きな「断絶」が存在している。

親は、障害のある子どもの生活に必要な介護を遺漏なく用意できる存在である。しかしながら、主たる生活の場が地域であろうと施設であろうと、障害当事者が自らニーズを発していかなければ、いつまでも誰かに頼り続けなければならない、いわば「大きな子ども」の状態におかれることになる。そこで本研究では、親が介護してくれる生活から、親なきあとの生活の連続性を担保するために持つべき視座の提示を目指す。そのために、具体的には次の2つの柱を設定した。

(1) 親と同居する障害のある若者の日常生活構造を把握する。ここでは、客観的な構造の部分の把握を行う。対象は、日常的な介護を家族（親）が担っている障害のある若者を対象に、現在の日常生活の構造（生活時間、生活空間、所得・資産など）を明らかにし、親が介護する現在の生活から親なきあとの将来の生活への移行の実現可能性と阻害要因を分析する。

(2) 障害のある若者本人、その親、福祉サービス提供者の三者のそれぞれが考える障害のある若者の「自立観」と将来展望を明らかにする。ここでは、障害のある若者本人と彼らを取り巻く主体の主観的な意識の部分

の把握を行う。三者それぞれが考える「自立観」および将来展望の相違を検討し、その考え方の違いが障害当事者である若者の日常生活構造にどのような影響を与えているのかを分析する。

これらを踏まえ、日常生活構造と将来展望への意識を解明することによって、親が介護してくれる生活から親なきあとの生活への移行の際の「断絶」という問題の解決と障害のある若者の将来生活設計にとって有効な視座の提供につなげていくことを本研究の目的とした。

3. 研究の方法

研究目的を達成するため、第1に、親と同居している障害のある若者本人に焦点をあて、第2に、障害当事者、その親、支援者の三者の「自立観」と、当事者の実際の日常生活構造を連関させることに着目しながら、

次の3つの柱を設定して研究を行った。

(1) 親と同居する障害のある若者の日常生活構造についての把握と分析

親と同居する20代～30代の障害のある若者を対象として、面接調査と参与観察を行った。調査対象者の障害種別や程度は問わず、親と同居している障害のある若者で、かつ自宅での日常的な介護（介助）を親が担っているということのみを調査対象者の共通点とした。

インタビューの内容は、日常生活構造にかんすること、および生活に対する本人の主観的満足度について聞いた。また、調査対象者への細かな聞き取りが困難である場合や、家族の承諾が得られた場合には、申請者が日中活動の場や食事の場面に同席し、参与観察を行い、調査対象者の日常生活構造を確認した。

(2) 障害のある若者本人、その親、障害のある若者に関わる福祉サービス提供者の三者それぞれが考える「自立観」および将来展望の実現可能性についての検討

調査対象を a.親と同居する20代～30代の障害のある若者（前年度の対象者の中から、その親の研究協力の承諾もいただけた方）、b.その両親（父母どちらかしかいない場合は同居している父または母）、c.福祉サービス提供者のうち日常的に障害のある若者と接している職員（障害福祉サービス事業所の職員）として、それぞれが考える障害のある若者の「自立観」および将来展望についてインタビュー調査を行った。なお、障害のある若者の親に対しては、質問紙調査も行った。

(3) 障害のある若者における現在の生活から将来の生活への移行の実現可能性と障害要因の分析

障害当事者、親、支援者の三者を対象にして実施した調査結果を踏まえ、それぞれが考える「自立観」および将来展望の相違を検討

し、その考え方の違いが障害当事者である若者の自立観および日常生活にどのような影響を与えているのかを分析した。

なお本研究は、高知女子大学社会福祉研究倫理専門審査委員会の承認を得て実施した（承認番号 第40号 平成19年7月12日付）

4. 研究成果

親と同居している障害当事者、親、支援者（福祉サービス従事者）の三者が、障害者の自立についていかなる自立観を持ち、その自立に向けて実際にどのような行動をとっているのか、どのような日常生活を送っているのかについての検討した結果、次の3点が見出された。

第1に、親と支援者の自立観が異なっていること、ADL自立を重視していることは共通しているが、親は、ADL自立=子の自立と捉える「自立観」を有し、それを実現不能なもの捉えることと、親自身の子に関わらねば／関わりたいとの思いが、「子の自立」という目標からそれた関わりになっている。一方、支援者は当事者の自立を「目標」ではなく、「過程」と捉えていた。そのような自立観に基づき、当事者自身の今後の活動の広がりをもたらすためにADL自立や他者との関係性構築を重視していた。

第2に、障害当事者は、親と支援者の異なるそれぞれの自立観に同意しながらも、その狭間で揺れ動いているということである。それは、子どもから大人になる過程で、若者なら誰しもが抱く、親と自分の考えの相違、周囲との関係で葛藤するという状況に他ならない。しかしながら第3に、当事者、親、支援者の誰もが、自分（障害者）が自立している姿が具体的には描き出せていないことも明らかになった。

したがって、障害者の自立イメージをつくりあげていくには、まずは、障害の有無にかかわらず、子どもが大人になる道筋を中心に置き、誰しもが共通する自立の実態を捉えることが、今後の課題となるだろう。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計4件）

- ① 新藤こずえ（2009a）「障害を持つ子の社会的自立に対する親の意識に関する考察 - 障害福祉サービス事業所 X を事例として -」『高知女子大学紀要（社会福祉学部編）』58, 15-31.
- ② 新藤こずえ（2009b）「親と暮らす障害者の自立 - 重度障害児・者を抱える親へのインタビュー調査を中心に -」『教育福

祉研究』15, 1-10.

- ③ 太田こずえ (2007) 「障害のある若者の社会的自立 - 親と暮らす身体障害者の日常生活と将来展望 -」『高知女子大学紀要 (社会福祉学部編)』56, 35 - 47.
- ④ 太田こずえ (2005) 「障害のある若者の「自立」に関する考察」『教育福祉研究』11, 1-9.

[学会発表] (計3件)

- ① 新藤こずえ 「親と暮らす重度障害児・者の自立 - 親への質問紙およびインタビュー調査を中心に -」日本社会福祉学会第57回全国大会, 2009年10月
- ② 太田こずえ 「身体障害のある若者の生活と自立に関する一考察」日本社会福祉学会第55回全国大会, 2007年9月
- ③ 太田こずえ 「障害のある若者にとっての「自立」に関する考察」日本社会福祉学会第53回全国大会, 2005年10月

6. 研究組織

(1) 研究代表者

新藤 (太田) こずえ (SHINDO(OTA)KUZUE)
高知女子大学・社会福祉学部・助教
研究者番号: 90433391